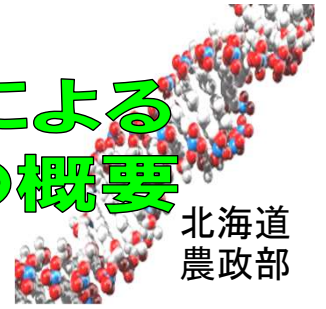


# 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の概要



北海道  
農政部

## 制定の趣旨

この条例は、遺伝子組換え作物の開放系(一般の屋外ほ場など)での栽培を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めたものです。

## 目的

- 交雑及び混入の防止、生産上及び流通上の混乱の防止
- 遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整
- 道民の健康の保護並びに本道の産業の振興

## 制度の仕組み

区分	概要
開放系一般栽培 (開放系試験栽培以外の栽培) <b>許可制</b>	① 栽培者は、地域説明会を開催した後、知事に許可を申請 ② 知事は、食の安全・安心委員会の意見を聴取し、許可・不許可を決定 (上記の委員会の中に研究者からなる専門部会を設置し、ここで科学的見地に立って調査審議) ③ 知事は、栽培許可者に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、必要な措置命令、許可の取消しを行う。
開放系試験栽培 (試験研究機関※1による研究ほ場※2における試験研究目的の栽培) <b>届出制</b>	① 試験研究機関は、地域説明会を開催した後、知事に届出 ② 知事は、食の安全・安心委員会の意見を聴取 (上記の委員会の中に研究者からなる専門部会を設置し、ここで科学的見地に立って調査審議) ③ 知事は、届出のあった試験研究機関に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、必要な措置を命令

※1 試験研究機関

次に掲げる者であって道内に事務所又は事業所を有するもの

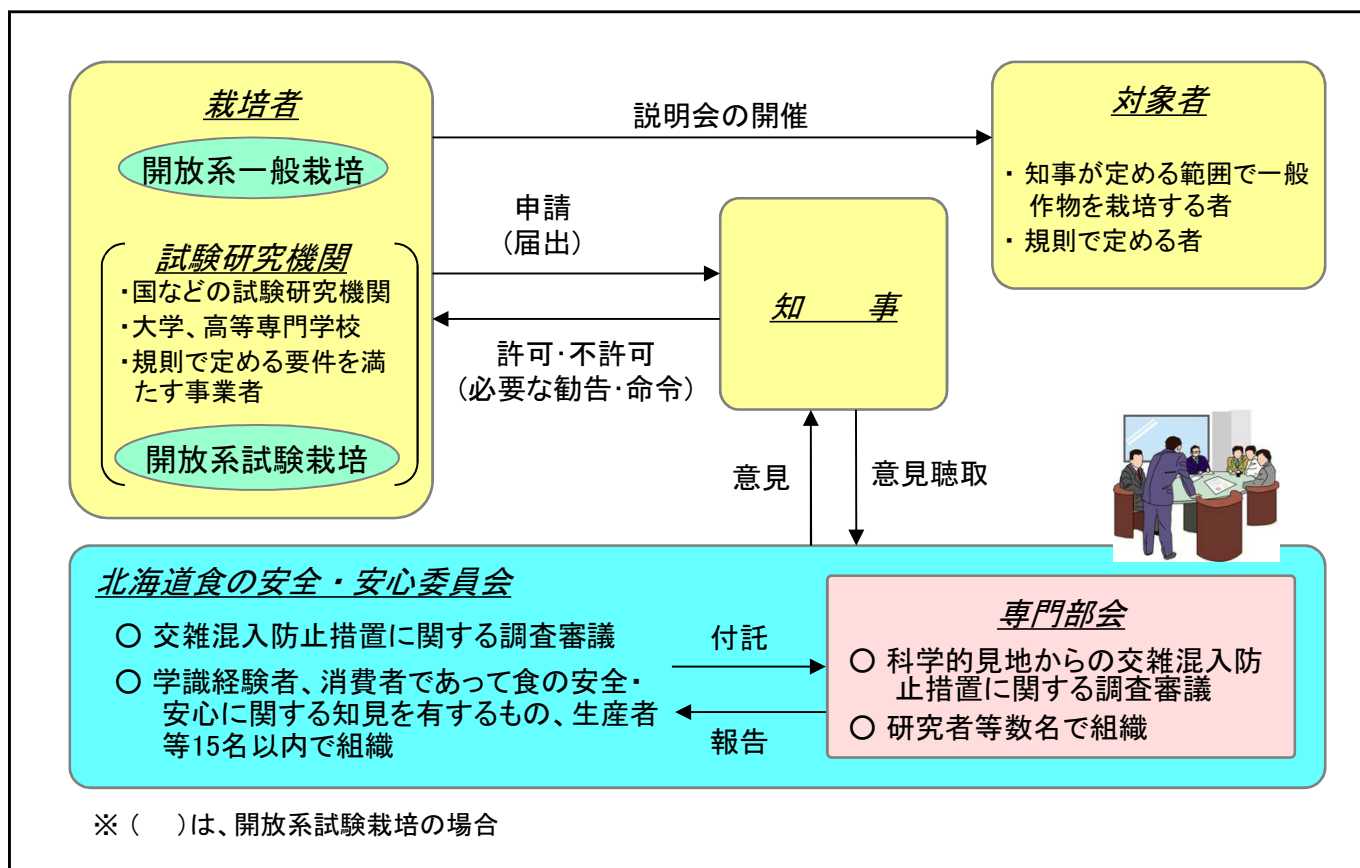
ア 国、独立行政法人、地方公共団体(試験研究機関を有する者)

イ 大学、高等専門学校の設置者

ウ 試験研究を業として行う事業者であって規則で定める要件を満たすもの

※2 研究ほ場

試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設



## 遵守事項

栽培者又は試験研究機関は、次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 管理責任者の設置
- ② 交雑混入防止措置の適正維持
- ③ 遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する記録及びその保管
- ④ モニタリング措置の実施及びその結果の知事への報告
- ⑤ 交雑又は混入が生じ、又は生じるおそれがある場合の措置、知事への報告 など

## 立入検査、罰則

条例の実効性を確保するため道の立入検査、罰則等を規定します。

## 施行期日等

- 平成17年3月31日 制定
- 平成18年1月 1日 施行
- 平成21年3月31日 改正(条例の施行状況等の検討時期に関する改正)
- 平成26年3月28日 改正(遺伝子組換え作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正)
- 平成31年3月15日 改正(遺伝子組開け作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正)